

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2011年8月12日

【四半期会計期間】 第95期第1四半期(自2011年4月1日至2011年6月30日)

【会社名】 三谷商事株式会社

【英訳名】 MITANI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三谷 聡

【本店の所在の場所】 福井市豊島一丁目3番1号

【電話番号】 0776(20)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員財務部長 山本克典

【最寄りの連絡場所】 福井市豊島一丁目3番1号

【電話番号】 0776(20)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員財務部長 山本克典

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第94期 第1四半期 連結累計期間	第95期 第1四半期 連結累計期間	第94期
会計期間		自 2010年4月1日 至 2010年6月30日	自 2011年4月1日 至 2011年6月30日	自 2010年4月1日 至 2011年3月31日
売上高	(百万円)	82,938	92,140	364,142
経常利益	(百万円)	2,209	2,725	10,397
四半期(当期)純利益	(百万円)	1,250	1,396	4,929
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	1,280	1,497	5,418
純資産額	(百万円)	64,340	69,377	68,231
総資産額	(百万円)	136,236	147,319	147,577
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	45.36	50.71	178.83
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	42.2	42.2	41.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第94期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2010年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高が921億40百万円（前年同四半期比11.1%増）となりました。情報システム関連事業の売上高や建設資材及び石油製品の売上高が増加いたしました。

営業利益につきましては、情報システム関連事業や Gondra 事業の売上総利益が増えたことなどにより24億70百万円（前年同四半期比23.5%増）となり、経常利益につきましては27億25百万円（前年同四半期比23.4%増）となりました。

この結果、税金等調整前四半期純利益は27億35百万円（前年同四半期比16.8%増）、当四半期純利益は13億96百万円（前年同四半期比11.7%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

情報システム関連事業

情報システム関連事業におきましては、売上高は81億51百万円（前年同四半期比18.8%減）となり、営業利益は4億51百万円（前年同四半期比75.5%増）となりました。

売上高につきましては、ソリューション事業において都市部を中心に需要が回復してきたことや、情報家電の販売が増えたことなどにより増収となりました。営業利益につきましては、売上高の増加に伴い売上総利益が増えたことにより増益となりました。

企業サプライ関連事業

企業サプライ関連事業におきましては、売上高は757億51百万円（前年同四半期比10.2%増）となり、営業利益は19億29百万円（前年同四半期比10.5%増）となりました。

売上高につきましては、建設資材の販売数量の増加や石油製品の販売価格の上昇などにより増収となりました。営業利益につきましては建材部門は引き続き厳しい状況が続いていますが、Gondra 事業の特需があったことや半導体販売が堅調だったことなどにより増益となりました。

生活・地域サービス関連事業

生活・地域サービス関連事業におきましては、売上高は278億82百万円（前年同四半期比9.8%増）となり、営業利益は4億80百万円（前年同四半期比34.0%増）となりました。

売上高につきましては、建材製品の販売において価格競争が激しく引き続き厳しい状況が続いていますが、ガソリンスタンドの販売価格が上昇したことなどにより増収となりました。営業利益につきましては、有料老人ホーム事業などの各子会社の採算が改善したことなどにより増益となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は1,473億19百万円となり、前連結会計年度末と比べて2億58百万円減少いたしました。収益不動産の購入により有形固定資産は増加いたしました。売上債権や仕入債務が減少いたしました。

長短借入金合計は112億40百万円で前連結会計年度末より59百万円増加いたしました。また、現金及び預金残高は前連結会計年度末より9億90百万円減少し、320億50百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付行為（ ）において定義されます。）の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要な十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社グループが専門商社として業界での確固たる地位を築き、当社グループが構築してきたコーポレートブランド・企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である（ ）当社のグループの総合力、（ ）優良な顧客資産、（ ）開拓者精神を核心とする企業風土と健全な財務体質を維持することが必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社としては、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、株主の皆様が当該大量買付に応じるべきか否かを判断するに際し、必要十分な情報の提供と一定の評価期間が与えられた上で、熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様が当社経営陣の計画や代替案等を提案するために必要な情報や時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うことを可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するために必要不可欠であり、さらには、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行う者を、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当

でないと判断し、このような者による大量買付行為に対しては、当社が必要かつ相当な対抗をすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値をさらに向上させるために、既存の勝ち組事業においても絶え間ないコストダウンを図りながら、同業他社に負けないようトップシェアを目指しております。また、既存の地域や市場に固執せず、「開拓者精神」をいかに発揮し、新たな市場や未開拓の地域へ進出することにより、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

新規事業におきましては、風力発電事業に参入いたしました。国内初の外海洋上風力発電施設を設置し、2010年6月より本格稼働しております。2013年には8基増設し、合計15基稼働させる予定であります。

また、需要が増え、経済成長してゆく海外での取り組みも進め、グローバル化に対応する所存であります。

基本方針としましては、グループ全体の有形無形の経営資源を分散させず、各事業や各地域にこれらを最適な方法により配分し、無駄のない、コストの低い、効率の良い事業活動を進めてまいります。また、当社は、市場や顧客の変化に迅速に対応し、「お客様第一」をモットーに、お客様に喜ばれるような提案や価格を提供することにより、それぞれの地域や業界においてシェアを高めていきます。このような企業活動により、当社の企業価値および株主共同の利益の向上を図ってまいります。

当社において、コーポレート・ガバナンスの強化としては、これまでに以下の施策を行ってまいりました。

当社は、2001年6月27日開催の当社取締役会において、執行役員制度の導入を決定するとともに、同日の定時株主総会において取締役の人数を15名から11名（現在は6名うち社外取締役1名）に削減し、迅速かつ機動的な経営判断を行える体制としました。また、併せて、当社は株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、当社の取締役の任期を2年から1年に短縮しております。また、専務以上で構成される経営幹部会を原則として毎週1回開催し、業務執行に関する重要事項の審議等を行っております。

さらに、当社は、内部監査部門として監査室を設置し、コンプライアンスやリスク管理の状況などを定期的に監査しております。これに加え、内部統制の整備・充実に着手しております。

これらの業務執行の迅速性及び機動性の強化と経営監視機能の強化により、効率かつ透明性の高い企業経営を実現していきます。

当社は、コーポレート・ガバナンスとしての内部統制システム等の整備・構築およびコンプライアンス体制の充実に積極的に取り組んでおり、今後はより一層のガバナンスの強化・充実に取り組んでいく所存であります。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2011年5月13日開催の取締役会及び2011年6月16日開催の当社第94回定時株主総会の各決議に基づき、2008年6月20日に導入した「当社株式の大量買付行為への対応策」（買収防衛策）の内容の一部を改定した上で更新いたしました。（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）

本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、（ ）事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、（ ）当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、（ ）株主の

皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。かかる大量買付行為についての必要かつ十分な情報の収集・検討等を行う時間を確保するため、大量買付者には、取締役会評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施の可否について決議を行うまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置として新株予約権無償割当てを実施するか否か、および、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施するか否かについて株主総会に諮るか否かの判断については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、独立委員会に必ず諮問することとします。

本プランは、以下の(a)ないし(c)のいずれかに該当またはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合(以下「大量買付行為」といいます。)を適用対象とします

- (a) 当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得
- (b) 当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得
- (c) 当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主との間で当該他の株主が当該大量買付者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為

大量買付行為を行う大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言を含む書面(「意向表明書」といいます。)を当社に対して提出して頂きます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書の様式を大量買付者に対して交付いたします。大量買付者は、当社が交付した書式に従い、当社株主の皆様との判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます)を、当社に提出していただきます。

次に、大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、大量買付行為の内容の評価、検討、協議、交渉、代替案作成のための期間として、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日間(その他の大量買付行為の場合)の取締役会評価期間を設定します。当社取締役会は、当該期間内に、当社経営陣から独立した外部専門家等の助言を受けることができます。当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、情報開示を行います。

独立委員会は、大量買付者及び当社取締役会から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得て大量買付行為の内容の評価・検討を行い、取締役会評価期間内に対抗措置としての新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施または新株予約権の無償割当ての実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告を行います。独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提供された本必要情報、大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、取締役会を通じて情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会の前述の勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間内に新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施に関する会社法上の機関としての決議または株主総会招集の決議その他必要な決議を遅滞なく行います。新株予約権無償割当て実施の可否につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日以内に株主総会を開催することとします。対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大量買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大量買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとし、また、当社取締役会は、当社取締役会または株主総会が新株予約権無償割当てを実施することを決定した後も、新株予約権無償割当ての実施が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当ての中止または変更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本プランの有効期間は、2011年6月16日開催の定時株主総会においてその更新が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。なお、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、独立委員会の承認を得たうえで、本プランの内容を変更する場合があります。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.mitani-corp.co.jp/ir/2011051303.pdf>）に掲載する2011年5月13日付プレスリリースをご覧ください。

具体的取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、に記載した本プランも、に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施または株主総会招集の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である外部専門家等を利用することができることとされていること、本プランの有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	97,000,000
計	97,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2011年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2011年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	31,602,137	31,602,137	東京証券取引所 (市場第二部) 大阪証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は 100株であります。
計	31,602,137	31,602,137		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2011年4月1日～ 2011年6月30日	-	31,602	-	5,008	-	5,634

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2011年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,764,400		
	(相互保有株式) 普通株式 7,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,799,000	277,990	
単元未満株式	普通株式 31,937		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	31,602,137		
総株主の議決権		277,990	

- (注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式8株が含まれております。
 2 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2011年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

2011年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称等	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三谷商事株式会社	福井市豊島一丁目3番1号	3,764,400	-	3,764,400	11.91
(相互保有株式) 三谷総業株式会社	福井市豊島一丁目3番1号	6,000	-	6,000	0.01
(相互保有株式) 株式会社 エムツージェネシス	埼玉県さいたま市南区鹿手 袋一丁目1番1号	1,000	-	1,000	0.00
計		3,771,400	-	3,771,400	11.92

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2011年4月1日から2011年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2011年4月1日から2011年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、永昌監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2011年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2011年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,040	32,050
受取手形及び売掛金	67,599	65,176 ²
リース投資資産	1,696	1,691
商品及び製品	4,684	4,842
仕掛品	394	522
原材料及び貯蔵品	720	762
その他	6,447	6,128
貸倒引当金	3,370	3,384
流動資産合計	111,212	107,790
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	8,909	9,376
機械装置及び運搬具（純額）	4,683	4,555
工具、器具及び備品（純額）	2,412	2,379
土地	9,142	11,833
その他（純額）	121	307
有形固定資産合計	25,269	28,453
無形固定資産		
のれん	676	646
その他	789	780
無形固定資産合計	1,465	1,427
投資その他の資産		
投資有価証券	4,900	4,851
その他	5,355	5,424
貸倒引当金	627	627
投資その他の資産合計	9,629	9,648
固定資産合計	36,364	39,529
資産合計	147,577	147,319

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2011年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2011年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	51,926	50,226
短期借入金	5,451	5,348
未払法人税等	2,174	932
賞与引当金	1,838	2,557
その他	9,099	9,741
流動負債合計	70,491	68,806
固定負債		
長期借入金	5,730	5,892
退職給付引当金	1,168	1,179
役員退職慰労引当金	776	784
事業整理損失引当金	602	610
その他	576	668
固定負債合計	8,854	9,135
負債合計	79,345	77,941
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,008	5,008
資本剰余金	5,636	5,636
利益剰余金	51,957	53,103
自己株式	1,618	1,618
株主資本合計	60,984	62,129
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	23	9
その他の包括利益累計額合計	23	9
少数株主持分	7,223	7,257
純資産合計	68,231	69,377
負債純資産合計	147,577	147,319

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2010年4月1日 至2010年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2011年4月1日 至2011年6月30日)
売上高	82,938	92,140
売上原価	75,170	83,849
売上総利益	7,768	8,290
販売費及び一般管理費	5,767	5,820
営業利益	2,000	2,470
営業外収益		
持分法による投資利益	28	47
その他	295	345
営業外収益合計	323	393
営業外費用		
支払利息	20	20
売上割引	31	29
その他	63	88
営業外費用合計	115	138
経常利益	2,209	2,725
特別利益		
固定資産売却益	71	38
その他	270	3
特別利益合計	341	41
特別損失		
固定資産除却損	4	6
事業整理損失引当金繰入額	-	8
役員退職慰労金	-	15
その他	204	1
特別損失合計	209	31
税金等調整前四半期純利益	2,342	2,735
法人税、住民税及び事業税	898	924
法人税等調整額	94	277
法人税等合計	992	1,202
少数株主損益調整前四半期純利益	1,349	1,533
少数株主利益	99	136
四半期純利益	1,250	1,396

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2010年4月1日 至2010年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2011年4月1日 至2011年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,349	1,533
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	67	36
持分法適用会社に対する持分相当額	1	0
その他の包括利益合計	68	35
四半期包括利益	1,280	1,497
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,200	1,364
少数株主に係る四半期包括利益	79	133

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結累計期間(自 2010年4月1日 至 2010年6月30日)

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間(自 2011年4月1日 至 2011年6月30日)

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間(自 2011年4月1日 至 2011年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間(自 2011年4月1日 至 2011年6月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2009年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 2009年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (2011年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2011年6月30日)
1 保証債務 下記の会社の仕入債務等についてそれぞれ下記金額の保証を行っています。 大阪セメント卸協同組合 22百万円 その他(2社) 8 計 30	1 保証債務 下記の会社の仕入債務等についてそれぞれ下記金額の保証を行っています。 大阪セメント卸協同組合 19百万円 菱光産業(株) 0 計 20
	2 受取手形裏書譲渡高 147百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自2010年4月1日 至2010年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2011年4月1日 至2011年6月30日)
減価償却費 911百万円	減価償却費 783百万円
のれんの償却額 71 "	のれんの償却額 61 "

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自2010年4月1日至2010年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2010年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	222	8.00	2010年3月31日	2010年6月21日

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後になるもの
 該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自2011年4月1日至2011年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2011年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	250	9.00	2011年3月31日	2011年6月17日

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後になるもの
 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2010年4月1日 至 2010年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	情報システム 関連事業部門	企業サプライ 関連事業部門	生活・地域 サービス 関連事業部門	計		
売上高						
外部顧客への売上高	6,714	54,851	21,372	82,938		82,938
セグメント間の内部売上高 又は振替高	148	13,883	4,016	18,048	18,048	
計	6,862	68,734	25,389	100,986	18,048	82,938
セグメント利益	257	1,746	358	2,361	360	2,000

(注) 1. セグメント利益の調整額 360百万円は、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 2. セグメント利益の合計の金額は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 2011年4月1日 至 2011年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	情報システム 関連事業部門	企業サプライ 関連事業部門	生活・地域 サービス 関連事業部門	計		
売上高						
外部顧客への売上高	7,932	59,809	24,398	92,140		92,140
セグメント間の内部売上高 又は振替高	218	15,942	3,484	19,644	19,644	
計	8,151	75,751	27,882	111,785	19,644	92,140
セグメント利益	451	1,929	480	2,860	390	2,470

(注) 1. セグメント利益の調整額 390百万円は、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 2. セグメント利益の合計の金額は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 2011年4月1日 至 2011年6月30日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自2010年4月1日 至2010年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2011年4月1日 至2011年6月30日)
1株当たり四半期純利益	45円36銭	50円71銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,250	1,396
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,250	1,396
普通株式の期中平均株式数(株)	27,568,326	27,538,556

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2011年8月11日

三谷商事株式会社
取締役会 御中

永昌監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 前 田 慎 一 印

業務執行社員 公認会計士 南 部 守 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三谷商事株式会社の2011年4月1日から2012年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2011年4月1日から2011年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2011年4月1日から2011年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三谷商事株式会社及び連結子会社の2011年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。